

あさひかわし じどうせいと まも
旭川市の児童生徒をいじめから守るために

あさひかわし し たい しん し たい れい
旭川市いじめぼう止対さくすい進じょう例

れい わ ねん がつ にち こう
令和5年6月30日施行

しょうがく ねんせい
小学1～4年生のみなさん
は、お家の人と一しょに
このリーフレットをよんで
みましょう！



このリーフレットをよんでわ
かったことをお家の人、学校
の先生、そして、友達に伝え
てみましょう！

あさぴー ゆっきりん

みなさんは、ひとりひとりが、すこ せいちょう り も
健やかに成長するけん利を持っているかけ
がえのないそんざいです。

あさひかわし まも あんしん せいかつ
旭川市では、みなさんをいじめから守り、みなさんが安心して生活し、
まな めざ れい つく
学ぶことができることを目指し、このじょう例を作りました。

このリーフレットをかつようして、じょう例について れい り
活用して、理かいし、自分も友達
もいじめにくる 楽しむことがなく たの がっこうせいかつ おく
楽しい学校生活を送るために大切なことを
かんが こうどう
考えて、行動しましょう。

このリーフレットは、しょうがく ねんせい む あさひかわし ぼうし たいさくすいしんじょうれい
小学1～4年生向けに「旭川市いじめ防止対策推進条例」のことをわ
かりやすく表現したものです。条例の全文については、にじようコードをよみ取ることで、
かくにん
確認することができます。



あさひかわし

旭川市では、いじめから児童生徒のみなさんを守るために、

市のみみなでいじめのぼう止等に取り組んでいます

「いじめのぼう止等」とは、いじめをふせぐこと、いじめを早く見つけること、いじめに対おうすることです。



あさひかわし 旭川市 の役わり

市全体のことを考えて、いじめのぼう止等のために必要な対さくを進めます。また、学校の先生がいじめのぼう止等にすばやくしっかりと取り組むために必要なことをします。



(第4条 市の責務)

がっこう 学校 の役わり

学校全体でいじめのぼう止等に取り組みます。また、児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、すばやくしっかりと対おうします。



(第5条 市立学校の責務)

うち お家の人 の役わり

子どもがいじめを行うことのないよう、思いやりの気持ちをそだてます。また、子どもがいじめを受けていると思うときは、いじめから守り、学校や市などに相談し、協力します。



(第6条 保護者の責務)

児童生徒の 心がまえ

(第7条 児童生徒の心構え)

いじめをしてはいけないことを理かいし、いじめのぼう止に進んで取り組みます



自分やみんながいじめを受けたと思うときは、すぐに相談します

児童生徒が、自分と関わりのある児童生徒からいやなことを言われたり、されたりして「いやだな」「つらいな」と感じたら、それは、「いじめ」です。SNS、オンラインゲームなどインターネットを通じて行われることもふくみます。

(第2条 定義)

しみんとう 市民等 の役わり

見守ったり、声をかけたりするなど児童生徒とふれ合うことを大切にします。また、児童生徒がいじめを受けたと思うときには、すぐに市や学校などに相談や通ほうします。



(第8条 市民等の役割)

【第3条 基本理念】

いじめのぼう止等のための対さくは、次のように行わなければなりません。

- 1 全ての児童生徒が安心して生活したり、学んだりできるように、学校の中でも外でもいじめが行われなくなるようにします。
- 2 全ての児童生徒がいじめをしないだけでなく、いじめを見て見ぬふりをせず、いじめをふせぐために進んで行動できるようにするため、いじめの問題について学び、理かきを深めます。
- 3 いじめを受けた児童生徒の命や安全を守るために、市、学校、お家の人、市民などが協力してすばやく対おうするとともに、いじめの問題のいかい決を目指します。



ひとり

そうだん

一人でなやまず相談しましょう

児童生徒・お家の人・市民等

そうだん
相談

し
支えん

- 手紙、チャット、電話など、いろいろな相談のしかたがあるので学校の先生やお家の人などに相談しにくいときなどは、利用しましょう。
- スクールソーシャルワーカー、心理士、べんごしなどのせん門家が相談に対おうします。
- 学校や関係する機関などとも連携いしながら、相談してくれた内容がかい決するように手助けします。



旭川市子どもSOS手紙相談

手紙を出すことで、だれにも知られることなく、なやみを相談することができます。相談用のはがきは、7月、10月、1月にとどきますので、なやみがある人は、気軽に相談してみましょう！



チャットによるいじめ相談

旭川市立の小・中学校に通う小学5年生～中学3年生は、学習者用タブレット端末やお家のスマートフォンなどから主にいじめに関する相談ができます。



旭川市子どもSOS電話相談

いじめ なしよ
電話番号 0120-126-744 (フリーダイヤル)
受付時間 平日 8:45～17:15

子どもホットライン

こんにちは コール
電話番号 0120-528-506 (フリーダイヤル)
受付時間 月・木 8:45～20:00 / 火・水・金 8:45～17:15

せん門の相談員が話を聞き、みなさんのなやみをかい決するサポートをしてくれます。

